○総務省令第一号

財務省令第一号

地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令及び地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十七日

総務大臣　川端　達夫

財務大臣　安住　淳

地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令及び地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令

（地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成十八年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第七条第四項及び第二十一条第三項」を「第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項」に改める。

本則中「第七条第四項及び第二十一条第三項」を「第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項」に、「第七条第三項及び第二十一条第二項」を「第二十一条第三項及び第二十八条第二項」に、「同意」を「同意をしようとする地方債、同法第五条の三第六項に規定する届出を受けた地方債、同令第十七条第三項に規定する報告を受けた地方債」に、「第四条各号」を「第九条各号」に改める。

附則第二項及び第三項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十一条第二項」を「第二十八条第二項」に改める。

（地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部改正）

第二条　地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令（平成十九年総務省財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五条の四第一項第一号に規定する合算額」を「第五条の三第四項第二号に規定する実質赤字額」に、「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、同条第二号中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「同項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三条第四号中「第九条」を「第十条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令及び地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の規定は、平成二十四年度の地方債から適用し、平成二十三年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。

告　示

○内閣府告示第三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日内閣府告示第二百五十九号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年十二月二十二日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年一月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　米沢信用金庫

二　住所　山形県米沢市大町五丁目四番二十七号

○総務省告示第十八号

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第五十四条の規定に基づき、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針を次のように定め、平成二十四年二月一日から施行する。

平成二十四年一月二十七日

総務大臣　川端　達夫

地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針

目次

第1章　一般原則等
第2章　費用及び収益
第3章　資産、資本及び負債
　第1節　総則
　第2節　資産勘定
　第3節　資本勘定
　第4節　負債勘定
第4章　資産に関する事項
　第1節　資産の評価
　第2節　その他の事項
第5章　負債に関する事項
第6章　減価償却
第7章　消費税及び地方消費税の整理等
第8章　長期前受金
第9章　リース取引に係る会計処理
第10章　キャッシュ・フロー計算書
第11章　会計に関する書類における表示
　第1節　損益の表示
　第2節　資産又は負債の表示
第12章　会計に関する書類における注記
第13章　新会計基準移行に係る経過措置
　第1章　一般原則等
第1　真実性の原則

1　地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第9条第1項）。

2　地方公営企業は地方公共団体の事務及び事業の実施主体として、その業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である住民等に開示する責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び経営成績を明らかにし、適切に情報開示を行うことが要請される。このような説明責任の観点から、地方公営企業の会計は、その財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。